

久喜市告示第430号

久喜市空家等の適切な管理に関する条例（令和3年久喜市条例第10号）第6条第1項の規定に基づき緊急安全措置を実施したが、所有者等の所在が特定できないため、同条第3項の規定により次のとおり公示する。

令和7年10月28日

久喜市長 梅田 修一

1 空家等所在地

住所 久喜市鷺宮3丁目3-3

地番 久喜市鷺宮3丁目2546-21、2550-6

2 緊急安全措置の内容

スズメバチ駆除

3 緊急安全措置の実施日

令和7年10月3日、17日、24日